

とっとり住まいる支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、とっとり住まいる支援事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内事業者による木造住宅の建設及び改修に要する資金の一部を助成することにより、地場産業の振興に寄与するとともに、県民の住まいづくりを支援することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内事業者 県内に主たる事務所を有する建設業者をいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する一戸建ての建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)又は建築物の部分(人の居住の用以外の用に供する建築物の部分と共用される部分を含む。)をいう。
- (3) 木造住宅 主要構造部(建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)の過半が木造で、次に掲げる要件を全て満たす住宅をいう。
 - ア 居室、炊事室、便所及び浴室を有し、独立した生活を営むことができる住宅であること
 - イ 建築主(分譲住宅にあつては購入者)自らの居住の本拠として、鳥取県内に新たに建設される住宅であること
 - ウ 県内事業者がその建設工事を施工したものであること
 - エ 補助の対象を同一とする国及び県の他の補助事業を利用していないこと
- (4) 県産材 県内の森林から伐採された原木を県内で加工した製材品又は部材の全てが同原木を県内で加工した木材で構成された製品(直交集成板(以下「県産CLT材」という。)、単板積層材、合板等)をいう。
- (5) 県産規格材 次に掲げる要件を全て満たす県産材をいう。
 - ア 前号を満たす県産材であること
 - イ 日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条第1項の規定による格付が行われたもの(以下「日本農林規格県産材」という。)であること
 - ウ 含水率が20パーセント以下であること
- (6) 子育て世帯等 次に掲げる要件のうち、申請日時点でいずれか1以上を満たす世帯をいう。
 - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育する世帯
 - イ 婚姻後10年以内の世帯
- (7) 近居 同一小学校区内に居住すること
- (8) 同居 同一住宅内に居住すること
- (9) 三世代同居等世帯 申請日時点で直系親族の世帯と近居又は同居のいずれも該当しない世帯であつて、次に掲げる要件のうち、いずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 第6号に掲げる子育て世帯等であつて、直系親族の世帯と新たに近居する世帯
 - イ 第6号に掲げる子育て世帯等であつて、直系親族の世帯と新たに同居する世帯
 - ウ 直系親族の子育て世帯等と新たに同居する世帯
- (10) 伝統技能活用住宅 在来軸組工法により建設し、県産材を10立方メートル以上使用する木造住宅であつて、次に掲げる伝統技能のうち、いずれか2以上が使用されたものをいう。
 - ア 手刻み加工(木材を全自動加工機等を使用せずに加工することをいう。)
 - イ 下見板張り(県産材を使用し、外壁について40平方メートル以上にわたって行うものに限る。)
 - ウ 左官仕上げ(面積40平方メートル以上の壁面を、外壁にあつては厚さ20ミリメートル以上の

モルタル塗り下地仕上げ又は漆喰塗り仕上げとし、内壁にあつては土塗壁等とするものに限る。)

エ 日本瓦葺き（主要な屋根部分に国内で生産された和形瓦（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の規定による日本工業規格に適合したもの又はそれと同等以上の性能を有するものに限る。）を設置するものに限る。)

オ 木製建具（県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具（框戸、格子戸、障子、欄間等）を見付面積10平方メートル以上使用するものに限る。)

(11) 県産材活用改修 次に掲げる要件を全て満たして鳥取県内の既存の住宅の増築、改築、修繕又は模様替を行うことをいう。

ア 構造材、下地材に県産材を0.3立方メートル以上使用するもの又は内装、外装の仕上げ材に県産材を使用して見付面積で1平方メートル以上仕上げるものであること

イ 自ら居住（改修後に居住する場合を含む。）し、所有の権利を有する戸建住宅又は共同住宅の専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3号に規定する専有部分をいう。）に係る工事（当該住宅と同一敷地内にあり、一体的に日常生活の用に供される車庫、物置等に係るものを含む。）であること

ウ 県内事業者がその工事を施工したものであること

エ 平成22年4月1日以降に環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金（平成17年鳥取県条例第10号）の交付決定を受けた住宅（同日前に第5条第1項の登録を受けた住宅の購入に係るものを除く。）及び本補助金の交付決定を受けた住宅にあつては、当該補助金に係る規則第18条第1項に規定する通知の日から10年以上が経過していること

オ 補助の対象を同一とする国及び県の他の補助事業を利用していないこと

(12) 伝統技能活用改修 県産材活用改修であつて、次に掲げる伝統技能のうち、いずれか2以上が使用されたものをいう。

ア 建築大工技能（県産材を使用し、かつ建築大工技能を活用して室内の見え掛かり部分（床材、壁材、天井材等）の仕上げ改修を行う部分の見付面積（柱、梁等の構造部材の見付面積を除く）と外壁の下見板張りの見付面積の合計が7平方メートル以上のものに限る。)

イ 左官仕上げ（面積7平方メートル以上の壁面を、外壁にあつては厚さ20ミリメートル以上のモルタル塗り下地仕上げ又は漆喰塗り仕上げとし、内壁にあつては土塗壁等とするものに限る。)

ウ 木製建具（県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具（框戸、格子戸、障子、欄間等）を見付面積3平方メートル以上使用するものに限る。)

（補助金の交付）

第4条 県は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 県産材を10立方メートル以上使用する木造住宅の新築、増築若しくは改築を行う者、又は木造住宅で人の居住の用に供されたことのないものを購入する者（増築若しくは改築を行う場合にあつては、増築若しくは改築を行う部分のみで第3条第3号に掲げる要件を満たしているものに限る。)

(2) 県産材活用改修を行う者（前号に該当する者を除く。)

2 補助金の額は、1戸につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以下とする。

(1) 前項第1号に掲げる者に交付する補助金

県産材の使用量に応じて表1のとおりとする。ただし、表2の区分ア～オに該当する場合にあつては、該当する区分に応じて同表の中欄に掲げる内容及び右欄に掲げる助成額に基づき得た額を加えた額（補助額は100万円を限度とする。）とする。

表 1

県産材使用量	助成額
10 立方メートル以上 15 立方メートル未満	25 万円
15 立方メートル以上 20 立方メートル未満	35 万円
20 立方メートル以上 25 立方メートル未満	45 万円
25 立方メートル以上	55 万円

表 2

区分	内容	助成額
ア 県産規格材活用支援	県産規格材の使用量（立方メートル単位とし、1に満たない端数を切り捨てる。）に1万円を乗じて得た額。ただし、県産材の使用量に応じて限度額は次のとおり。	
	(ア) 県産材を10立方メートル以上20立方メートル未満使用し、かつ県産規格材を使用する場合	10万円を限度とする
	(イ) 県産材を20立方メートル以上25立方メートル未満使用し、かつ県産規格材を使用する場合	13万円を限度とする
	(ウ) 県産材を25立方メートル以上使用し、かつ県産規格材を使用する場合	15万円を限度とする
イ 県産CLT材活用支援	県産CLT材を1立方メートル以上使用する場合	5万円
ウ 子育て世帯等支援	子育て世帯等に該当する場合	10万円
エ 三世代同居等世帯支援	子育て世帯等に該当し、かつ三世代同居等世帯（ただし第3条第9号ウを除く。）に該当する場合	10万円
オ 伝統技能活用支援	伝統技能活用住宅に該当する場合	20万円

(2) 前項第2号に掲げる者に交付する補助金

県産材の使用量に表3の左欄に掲げる区分に応じて同表の中欄に掲げる単価を乗じて得た額とする。ただし、表4の左欄に掲げる区分に該当する場合にあっては、該当する区分に応じて同表の中欄に掲げる内容及び右欄に掲げる助成額に基づき得た額を合算した額（補助額は50万円を限度とする。）とする。

表 3

区分	内容	助成額
ア 構造材、下地材	県産材の使用量（立方メートル単位とし、0.1に満たない端数は切り捨てる。）に2万円を乗じて得た額	25万円を限度とする
イ 内・外装の仕上げ材	県産材を使用する見付面積（平方メートル単位とし、1に満たない端数は切り捨てる。）に4千円（県産CLT材を使用する場合は6千円）を乗じて得た額。	

表 4

区分	内容	助成額
ウ 子育て世帯等支援	子育て世帯等に該当する場合	10万円
エ 三世代同居等世帯支援	子育て世帯等に該当し、かつ三世代同居等世帯に該当する場合	10万円

オ 伝統技能活用改修支援	次の区分に応じ、見付面積（平方メートル単位とし、1に満たない端数は切り捨てる。）に次の区分に応じて単価を乗じて得た額の合計額。ただし、15万円を限度とする。
建築大工技能	見付面積に1万1千円を乗じて得た額
左官仕上げ	見付面積に1万3千円を乗じて得た額
木製建具	見付面積に1万9千円を乗じて得た額

（分譲住宅の登録）

第5条 他者に譲渡するために住宅を建設する者は、当該住宅を購入した者が本補助金の交付を受けられるようにするため、当該住宅を補助対象住宅として登録するよう、当該住宅の建設工事に着手する前に様式第1号の申請書により所管事務所長（助成の対象となる住宅の所在地を管轄する総合事務所長又は東部建築住宅事務所長をいう。以下同じ。）に申請することができる。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 附近見取図、配置図及び平面図

（2） 確認済証の写し（当該住宅の建設にあたり建築確認を受ける必要がない場合にあっては、工事届の写しその他知事が必要と認める書類）

3 所管事務所長は第1項の規定による申請のあった住宅の登録を決定したときは、様式第2号により申請者に通知するものとする。

（登録の辞退）

第6条 前条第1項の登録（以下単に「登録」という。）を受けた住宅（以下「登録住宅」という。）を建設する者（第8条第1項の規定による承認を受けて、その者の地位を承継した者を含む。以下「分譲事業者」という。）は、登録住宅の建設を中止し、又は設計変更等によりそれが県産材活用住宅に該当しなくなったときは、様式第3号の届出書により所管事務所長にその旨を届け出なければならない。

（登録の取消し）

第7条 所管事務所長は、登録住宅が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

（1） 前条の規定による届出があったとき。

（2） 補助対象住宅に該当しなくなったとき。

（3） その購入について本補助金が交付されたとき。

（4） 登録から1年を経過するまでの間に、本補助金の交付申請が行われなかったとき。

（5） 分譲事業者以外の者が他者に譲渡するために承継取得したとき。

（6） その他分譲事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

2 所管事務所長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を分譲事業者へ通知するものとする。

（地位の承継）

第8条 分譲事業者から他者に譲渡するために登録住宅を承継取得した者は、当該分譲事業者の地位を承継することについて、様式第4号の申請書により所管事務所長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 所管事務所長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を申請者へ通知するものとする。

（交付申請の時期等）

第9条 本補助金の交付申請は、木造住宅の建設又は県産材活用改修を行う場合にあっては当該申請に係る住宅の建設工事又は改修等工事に着手するまで、住宅を購入する場合にあっては当該住宅に係る第5条第3項の登録決定の通知日から1年を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、第4条第1項第1号に掲げる者にあつては様式第5号、同項第2号に掲げる者にあつては様式第5号の2によるものとし、木造住宅の建設、県産材活用改修又は第5条第3項の決定を受けた登録住宅を購入する場合にあつては、規則第5条第3号に掲げる書類として、次の書類を添付するものとする。

- (1) 附近見取図、配置図及び平面図（ただし、登録住宅を購入する場合にあつては、この限りではない。）
- (2) 確認済証の写し（建築確認を受ける必要がない場合にあつては工事届の写し。ただし、登録住宅を購入する場合にあつては、この限りではない。）
- (3) 子育て世帯等に該当する場合にあつては、世帯全員の住民票の写し及び別紙3による誓約書（ただし、誓約書については、第3条第9号に該当せず、かつ同条第6号アのみに該当する世帯にあつては、この限りではない。）
- (4) 三世帯同居等世帯に該当する場合にあつては、同居又は近居の対象となる直系親族世帯全員の住民票の写し
- (5) 伝統技能活用住宅又は伝統技能活用改修に該当する場合にあつては、伝統技能活用調書（別紙2）及び施工箇所を図示した立面図等の図面。木製建具を使用する場合はさらに、建具の種類及び見付面積が確認できる資料
- (6) 登録住宅の購入する場合の交付申請について、当該登録住宅の建設工事が完了しており、かつ同住宅の購入契約を締結している場合にあつては、同住宅の購入契約書の写し及び第12条第3項各号に定める書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 前項第6号に該当する場合にあつては、第1項による申請をもって第12条の報告があつたものとする。

（交付決定の時期等）

第10条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第6号によるものとする。ただし、前条第2項第6号に該当する場合にあつては、様式第6号の2により規則第17条に定める額の確定を併せて行うものとする。
- 3 本補助金の交付決定を受けた者（登録住宅を購入する場合を除く。）は、当該交付決定の日の属する年度内に着工し、かつ翌年度の1月31日までに補助事業を完了しなければならない。

（承認を要しない変更等）

第11条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の3分の1を超える減額に係る変更以外の変更とする。

- 2 本補助金の変更承認申請は、本補助金の交付の対象となる住宅の建設工事又は改修等工事が完了するまでに行わなければならない。
- 3 第10条の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第12条 規則第17条第1項の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

- 2 第5条第3項の決定を受けた登録住宅を購入した者は、第10条第2項の交付決定後速やかに前項の報告を行わなければならない。ただし、当該登録住宅の建設工事が完了していない場合又は第9条第3項に該当する場合はこの限りでない。
- 3 前項の報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、第4条第1項第1号に掲げる者にあつては様式第5号、同項第2号に掲げる者にあつては様式第5号の2によるものとし、同項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 様式第7号による確認チェックシート、完成写真及び口座振込依頼書
 - (2) 検査済証の写し（建築確認を要する場合に限る。）もしくは現場審査に関する通知書（竣工時）

の写し（独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けた場合に限る。）

- (3) 県産材の産地証明書の写し
- (4) 県産規格材を使用した場合にあつては、日本農林規格県産材であることを証明する書類の写し及び含水率の測定結果写真（ただし、含水率の測定結果写真は、日本農林規格県産材であることを証明する書類の写しで含水率 20%以下であることを証することができれば、この限りではない。）
- (5) 県産CLT材を使用した場合にあつては、県産CLT材であることを証明する書類の写し
- (6) 住宅を購入する場合にあつては、その購入契約書の写し
- (7) 伝統技能活用住宅又は伝統技能活用改修にあつては、伝統技能活用調書（別紙2）、施工箇所を図示した立面図等の図面（申請時と変更がない場合を除く。）及び活用する技能ごとに次に掲げる書類
 - ア 手刻み加工 施工状況写真（工事看板を写し込んだもの）
 - イ 左官仕上げ 塗り厚が確認できる施工状況写真（完了後に目視できる場合を除く。）
 - ウ 木製建具 建具の種類及び見付面積が確認できる資料（申請時と変更がない場合を除く。）、補助対象住宅内で撮影した組立・設置完了時写真（建具の種類ごとに施主名、建具業者名及び建具の名称を記載した看板を写し込んだもの）及び当該木製建具に係る納品書の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

4 規則第17条第3項の報告書は、様式第8号によるものとし、翌年度の4月14日までに提出しなければならない。

（提出書類の部数等）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とし、所管事務所長へ提出するものとする。

（雑則）

第14条 条例、規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月27日に施行し、平成30年4月2日から適用する。
- 2 この改正前に交付決定又は登録決定を受けた住宅に対する本補助金の額については、なお従前の

例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月27日に施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この改正前に交付決定又は登録決定を受けた住宅に対する本補助金の額については、なお従前の例による。